

令和8年1月29日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会
会長 加納康至
(公印省略)

令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する
支援事業の実施について（「医療・介護等支援パッケージ」関係）

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本医師会より、標記について連絡がありました。

令和7年度補正予算による「医療・介護等支援パッケージ」については、令和7年12月5日付府医発文書等にてお知らせをしているところです。

本通知は「医療・介護等支援パッケージ」のうち、「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」について、「1. 病院賃上げ支援事業」、「2. 病院物価支援事業」、「3. 診療所等賃上げ支援事業」、「4. 診療所等物価支援事業」が実施されることを示すものです。

「1」及び「2」（病院）については、実施主体は国（厚生労働大臣）となります。給付金の手続きの詳細については、後日、国より直接、病院へ連絡がいくとのことですので、お待ちください。「3」及び「4」（診療所等）については、実施主体が都道府県となります。

なお、本事業の詳細につきましては別添の日本医師会周知文書に添付されている「実施要綱」をご確認ください（実際に申請受付が開始されたわけではありませんのでご注意ください。大阪府においては令和8年6月頃に申請受付を開始できるよう準備を進めている旨を伺っています）。

このうち、「1」及び「3」の賃上げ支援事業の対象施設は以下の通りとなります。

「1. 病院賃上げ支援事業」

令和8年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院

「3. 診療所等賃上げ支援事業」

令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている診療所等（※）

（※）院長と「医療に従事しない専ら事務作業を行う職員」のみの診療所等は現在、ベースアップ評価料を届け出ることにはできませんが、令和8年6月の令和8年度診療報酬改定により届出可能となる予定であり（「医療に従事しない専ら事務作業を行う職員」および40歳未満の勤務医師も賃金改善の対象とするよう検討中）、本支援事業の対象ともされています。なお本事業の申請にあたって、当該診療所等は令和8年6月1日時点で見直し後のベースアップ評価料の届出を誓約する必要がありますのでご注意ください（こちらは詳細が分かり次第ご連絡いたします）。

■ 診療所等賃上げ支援事業（日本医師会通知（抜粋））（【別紙参考】もご参照ください）

- ・ 有床診療所（医科・歯科）許可病床数×7万2千円（※1）
（※1）使用許可病床数が2床以下の場合は1施設×15万円を支給する。
- ・ 無床診療所（医科・歯科）1施設×15万円

また、賃上げ支援事業における「賃金改善の内容」については、実施要綱上、原則として令和7年12月から令和8年5月までの間、ベースアップ等を実施することとされていますが、日本医師会としては現実的には令和7年12月から令和8年3月分までは一時金、4月及び5月分はベースアップ等による方法が中心になるとの見解が示されています。

令和8年度診療報酬改定においても、さらなる賃上げ対応の評価が検討されています。

これまでもご案内しておりますが、「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」のみを届け出る場合の届出添付書類は大幅に簡素化されています。令和7年度補正予算の本事業及び令和8年度診療報酬改定の対応のためにも、2月中のベースアップ評価料の届出を是非ご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、日本医師会では、ベースアップ評価料の届出を行う医療機関に向け、届出書類の作成手順を解説した資料と動画をメンバーズルームに掲載しておりますので、あわせてご周知頂ければ幸いです。

■ **具体的な届出書類の作成手順の解説資料および解説動画は以下をご参照ください。**

（日本医師会メンバーズルーム）

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html>

※ 閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

- ・ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の半角数字（宛名シール下部に印刷）
- ・パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の半角数字

● **メンバーズルーム内「ベースアップ評価料関連」の中で、以下のコンテンツをご参照ください↓**

（届出様式の簡素化等、順次改定されております。）

- ・2025年1月17日「ベースアップ評価料の届出を大幅に簡素化した新様式の説明資料について」（令和7年1月17日 日医発第1742号（保険））
- ・2025年2月28日「外来・在宅ベースアップ評価料（I）3月末までの届出を是非ご検討ください」（昨年のコンテンツですが、今も参考いただけるものです。ただし、今回は令和8年2月末までの届出が必要なのでご注意ください）

■ **届出書類の様式ダウンロードや書類の提出先は以下をご参照ください。**

（近畿厚生局「ベースアップ評価料の届出について」）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohoshuh04_00011.html



つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知をいただくとともに、ベースアップ評価料の届出をまだされていない診療所におかれては、令和8年2月中の届出をご検討いただきますよう、周知方ご協力の程お願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会

（ベースアップ評価料に関すること） 保険医療課 電話 06-6763-7001
（本事業に関すること） 地域医療課 電話 06-6763-7012

【○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名：ア 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援【交付額】

<病院>

【基礎的支援】

1床あたり	支援額
賃金分	8.4万円
物価分	11.1万円（※）

※全身麻酔手術件数又は分娩取扱数（分娩取扱数にあつては3を乗じた数）が800件以上、2,000件以上の病院（救急車受入件数3000件未満に限る）にあつては、それぞれ1施設2,000万円、8,000万円を加算。救急加算との併給不可。

【救急に対応する病院への加算】

1施設あたり	救急車受入件数 1件以上1,000件 未満	救急車受入件数 1,000件以上	救急車受入件数 2,000件以上	救急車受入件数 3,000件以上	救急車受入件数 5,000件以上	救急車受入件数 7,000件以上
救急加算額	500万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2億円

※1 三次救急病院にあつては救急車受入件数にかかわらず1億円を加算し、上記のうち1億円未満の加算は適用しない。

※2 別途、病床数適正化支援、施設整備等支援及び産科・小児科支援や、食費・光熱費等に対して「重点支援地方交付金」による支援が行われる。

<有床診療所>

1床 あたり	支援額
賃金	7.2万円
物価	1.3万円
合計	8.5万円

<医科無床診療所・歯科診療所>

1施設 あたり	支援額	
	医科無床 診療所	歯科診療所
賃金	15.0万円	15.0万円
物価	17.0万円	17.0万円
合計	32.0万円	32.0万円

<保険薬局>

1施設 あたり	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)		
	～5店舗	6～19店舗	20店舗～
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円

<訪問看護ST>

1施設 あたり	支援額
賃金	22.8万円
物価	(介護より)
合計	22.8万円